○富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　緑豊かで住みよく快適な都市環境及び景観づくりを推進するため、緑のいえなみ整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　緑のいえなみ整備事業　道路に面した敷地内に新たに生け垣を設置し、又はシンボルツリーを植樹する事業をいう。

⑵　生け垣　樹木を帯状に植え並べ、竹、くい等の補助材料を使って樹木相互の組合せをしたもの及びこれに類する形態をもった植樹帯をいう。

⑶　シンボルツリー１本以上の中木又は高木及び１本以上の低木で構成される樹木の集団をいう。

（補助の対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　市内に居住し、住宅敷地に緑のいえなみ整備事業を実施する者

⑵　市内に事務所、事業所、工場、倉庫、店舗、貸家等を有する者で当該敷地に緑のいえなみ整備事業を実施するもの

２　前項の規定にかかわらず、同一の敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

３　第１項の規定にかかわらず、富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金要綱（平成 11 年富士市告示第 34 号）のうちブロック塀等改善事業の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

（生け垣及びシンボルツリーの要件）

第４条　緑のいえなみ整備事業により設置する生け垣は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

⑴　生け垣の位置は、道路と敷地の境界から５メートル（駐車場の奥側に設置する場合は６メートル）以内であること。

⑵　生け垣の延長は、道路と平行に３メートル以上であること。

⑶　設置時における樹木の高さは、50 センチメートル以上とし、生け垣の長さ１メートル当たりに２本以上が列状に植え込まれていること。

２　緑のいえなみ整備事業により植樹するシンボルツリーは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

⑴　シンボルツリーの位置は、道路と敷地の境界から５メートル（駐車場の奥側に植樹する場合は６メートル）以内であること。

⑵　シンボルツリーを構成するそれぞれの樹木の枝の両端の距離を足した長さは、道路と平行に３メートル以上であること。

⑶　植樹時における樹木の高さが、中木及び高木は１メートル以上並びに低木は 50 センチメートル以上であること。

⑷　シンボルツリーは、移動が可能なものでないこと。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、緑のいえなみ整備事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）又は別に定める標準工事費のいずれか低い額に３分の２を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10 万円を限度とする。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緑のいえなみ整備事業の着手前に、富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　案内図

⑵　植栽計画平面図

⑶　施工前の写真

⑷　補助対象経費に係る見積書の写し

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容を審査の上、富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第９条　申請者は、補助金の交付の対象となった緑のいえなみ整備事業が完了したときは、速やかに富士市緑のいえなみ整備事業実績報告書（第３号様式）に次に掲げる書類を添え

て市長に提出し提出しなければならない。

⑴　事業の完了を確認できる写真

⑵　補助対象経費に係る領収書の写し

⑶　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 10 条　市長は、前条に定める実績報告書を受理した場合においては、書類の審査及び現地調査を行い、適格であると認めたときは補助金を交付するものとする。

（生け垣及びシンボルツリーの管理育成）

第 11 条　補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病害虫の防除、公道等へのはみ出しの防止など生け垣及びシンボルツリーの良好な管理育成に努めなければならない。

施行期日

令和 7 年 4 月 1 日